

改正の概要（平成 25 年 3 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 35.07 項	血液分画物	第 35.07 項には、酵素の特性又は活性を有する血液分画物を含まない旨を明確化。
第 8415.10 号	「スプリットーシステム」型エアコンディショナー	第 8415.10 号には、天井に取り付けられる「スプリットーシステム」型エアコンディショナーが含まれる旨を明確化。
第 84.35 項	飲料製造用のプレス、破碎機	第 84.35 項にはレストラン等で使用される商業用の機械が含まれる旨を明確化。
第 84.38 項	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械	第 84.38 項にはレストラン等で使用される商業用の機械が含まれる旨を明確化。
第 84.73 項	マウスパッド	第 84.73 項にはマウスパッドを含まない旨を明確化。
第 85.09 項	ジュースの搾り機、食物用のグラインダー及びミキサー	レストラン等で使用される商業用の機械は、第 84.35 項又は第 84.38 項に含まれる旨を明確化。
第 87 類	自動車	全ての部品を組み立てた後の作業の有無は、通則 2(a)を適用して完成した自動車とみなした場合を含め、分類に影響しない旨を明確化。
第 87.03 項	三輪車両	軽量の三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは第 87.04 項に含まれる旨を明確化。
第 87.04 項	三輪車両	軽量の三輪車両のうち、人員の輸送用に設計されたものは第 87.03 項に含まれる旨を明確化。
第 87.11 項	三輪自動車	三輪車両に関する第 87.03 項及び第 87.04 項の改正を受けた、記載の明確化。

改正の概要（平成 25 年 3 月 1 日適用）

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1704.90 号	砂糖菓子(ハルヴァ)	挽いたごまと天然はちみつを混合して得たペースト状の砂糖菓子につき、その他の砂糖菓子として第 1704.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3004.90 号	錠剤の形状をした医薬品	植物エキス(吉草根及びホップ)、マルトデキストリン等を含有し、興奮又は睡眠障害を治療する医薬品で、小売用にしたものにつき、第 3004.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6304.91 号	蚊帳	殺虫剤(デルタメトリン)を染み込ませたポリエステル製たてメリヤス編物の蚊帳につき、第 6304.91 号に分類(通則 1、3(b)及び 6)。
第 8415.10 号	天井型スプリットシステムのエアコンディショナー	室外ユニット及び天井に取り付けられる室内ユニットから成るエアコンディショナーにつき、窓又は壁に取り付けるエアコンディショナーに含むとして第 8415.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8419.89 号	溶出試験ユニット	7 つのかくはん装置から成る、錠剤又はカプセル用の溶出試験ユニットにつき、温度変化による方法により材料を処理するその他の機器として第 8419.89 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8471.30 号	タブレットコンピューター	データ処理、プログラム実行及びインターネット接続が可能なタブレットコンピューターにつき、携帯用の自動データ処理機械として第 8471.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8523.51 号	ミニ SD カード	データの読み取り及び保存が可能な、ミニ SD(セキュアデジタル)カードにつき、不揮発性半導体記憶装置として第 8523.51 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8523.51 号	マイクロ SD カード	データの読み取り及び保存が可能な、マイクロ SD(セキュアデジタル)カードにつき、不揮発性半導体記憶装置として第 8523.51 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8704.21 号	三輪車両	4ストローク単気筒圧縮点火機関で駆動する三輪車両につき、ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載した貨物自動車として第 8704.21 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8704.31 号	三輪車両	4ストローク単気筒火花点火機関で駆動する三輪車両につき、ピストン式火花点火内燃機関を搭載した貨物自動車として第 8704.31 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9018.90 号	全身冷凍療法用チャンバー	5 つのユニットから成る全身冷凍療法用チャンバーにつき、その他の医療用機器として第 9018.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

(別紙)

改正の概要（平成 25 年 3 月 1 日適用）

分類例規第二部(国内分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 20.02 項 ～ 第 20.05 項 第 20.08 項	釜飯の素	釜飯の素(具と調味液から成る調製食料品)の分類は、原則として最大重量の具によることを統一的解釈として決定。
第 44.18 項	集成材の日本農林規格	集成材の日本農林規格の改正に伴う所要の修正。